

2019 年度事業計画書

一般社団法人防災教育普及協会

一般社団法人防災教育普及協会

2019年度 事業計画書

(2019年4月1日～2020年3月31日)

第1章 防災教育をめぐる動き（ハザード別）

1.1 【地震編】～全国的に必要とされる地震防災教育～

地震では、被害額が巨大な首都直下地震、南海トラフ地震の対策のなかでの防災教育が引き続き重要です。また6月の大阪北部地震、9月の北海道胆振東部地震、2019年1月の熊本地方地震は、日本のどこでも、いつでも震度6弱以上の地震が起きることを示しており、地震防災教育が全国的に必要であることを裏付けています。

1.2 【気象編】～住民主体の対策への転換～

政府の防災対策実行会議 WG は、西日本豪雨被害をふまえた避難のあり方についての報告を12月26日に公表しました。

主な指摘は従前対策の限界、気象警報や自治体の避難勧告の情報が住民の避難行動に結びついていない現状であり、避難の基本姿勢として住民主体の防災対策への転換が必要であるとし、実現のための戦略として防災教育・避難訓練による「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を提起しています。

気象災害から住民の命を守るために、住民主体の実践的な形での防災教育が必要とされており、本協会として新たに取り組むことが求められています。

第2章 防災教育をめぐる動き（分野別）

1.1 【防災教育】～学校での防災教育の新たな展開～

10月の文部科学省の組織再編において防災教育は、初等中等局から新設された総合教育政策局の男女共同参画共生社会学習・安全課に再編され、学校だけでなく地域・社会に関わる教育としても位置づけられました。

新しい学習指導要領では、防災教育は独立した教科にはなりませんでしたが、各学校においてカリキュラム・マネジメントにより教科横断的に学習できるようになりました。

学校での防災教育の進展をふまえて、本協会が防災教育の具体的な事業に取り組むことが求められています。

1.2 【学校安全】～痛ましい事故をふまえての防災管理の強化～

4月、大川小訴訟の控訴審判決において、仙台高裁は震災前の市や学校の防災体制についても過失を認める判断を示し、学校の防災体制が厳しく問われました。6月、大阪北部地震において、高槻市で小学4年生の女兒が通学途上で通う小学校のブロック塀の倒壊により死亡するという痛ましい事故が発生し、学校の附属施設の安全が問われました。7月、猛暑において愛知県豊田市で校外学習から教室に戻った小学1年生の男児が熱中症で死亡するなど、炎天下での校外学習と冷房のない教室での暑さ対策も問われました。

以上の状況もふまえて10月の文部科学省の組織再編において文教施設企画・防災部が新設され、学校での防災管理を強化する方向が示されました。

また幼小中高の教員養成においても、2019年4月入学生より教職課程で「学校安全」の内容が必修となり、これで採用後の教員研修でも「学校安全」が加わるのが想定されます。

こうした変化をふまえて、本協会でも学校安全での取り組みの強化が求められています。

1.3 【地域の課題】～担い手と組織の構築を～

10月のぼうさい国体2018で、本協会は『防災教育交流フォーラム「今、防災教育に足りないものは何か～多様な視点で解決策を探る～」』を開催し、本協会役員を中心とする有識者による議論を通じて、防災教育における今日的な課題を提起しました。また参加者を対象とするアンケート調査も行いました。

その結果から見えてきた地域における課題は、防災教育の人（担い手、繋ぎ手）が不足していること、現状の運営（組織・体制）も特定の個人に依存していることでした（別添資料）。

本協会の役割として、地域において防災教育の指導者を養成し、継続的な運営のしくみを築くことが求められています。

1.4 【国際的枠組】～世界の流れとの連携の必要性～

国連が2015年3月に決定した「仙台防災枠組」、9月に決定した「持続可能な開発目標」(SDGs)、多国間が12月に決定した気候変動抑制に関する協定（パリ協定）は、国際的な枠組として地域、学校、企業等の様々な主体において取り組まれており、11月に本協会主催で開催した仙台防災枠組の特別セミナーでも企業等の関心が裏付けられました。

2019年11月には、第2回世界防災フォーラムが東北大学災害科学国際研究所等を中心に開催される予定です。本協会が国内だけでなく国際的枠組も見据えての防災教育に取り組むことが求められています。

1.5 【専門人材】～将来を見据えての検討、対応を～

近年、災害が多発するなかで災害対策の専門チーム結成や自治体の災害対策本部での業務の標準化が進められるなかで、政府、自治体職員等を対象とする専門人材養成のための教育が必要とされてきています。また企業等の災害対策においてもBCP等の計画やマニュアル作成をふまえての具体的な担い手の養成のニーズも出てきています。

本協会としても専門人材養成の教育について将来を見据えて検討し、対応することが求められています。

第3章 2019年度の事業計画

1. 防災教育のプログラム等の教材、指導案作成

- 1.1 防災教育チャレンジプラン実行委員会と協力し、2019年度に計画されている防災教育チャレンジプラン実践団体の活動を支援します。
- 1.2 学校、NPO法人、企業等と連携した防災教育の教材・プログラム開発を行います。
- 1.3 本協会独自の教材開発を行います。

2. 防災教育のプログラム等の研修、指導者育成

- 2.1 「防災ゲーム Day2019 in そなエリア東京」を開催します。2020年度にむけて、防災教育チャレンジプランと連携して次のステージの取り組みを検討します。
- 2.2 防災教育指導者育成セミナーを開催します。また対象を限定した特別セミナーや見学会等を実施します。

3. 防災教育普及のための出版物発行と編集等

- 3.1 学校管理職や教職員を対象とした防災教育に関する書籍の出版を企画します。

4. 学校・地域・企業等における防災教育支援

- 4.1 学校・地域・企業・団体等における防災教育をアドバイスし、講師派遣等で支援します。
- 4.2 これまでの実践や支援、教材活用事例等を整理し、ホームページで公開します。
- 4.3 防災ゲーム Day の成果や、防災教育の課題や教訓を共有する交流行事を開催します。

5. 公園を基盤とした防災教育普及事業

- 5.1 都立公園指定管理業務(防災ガイドマップの作成や備蓄品管理、学習会への協力、情報提供など)を通じて、地域防災力の向上に貢献します。
- 5.2 公園・緑地の特性と地域連携を重視した実行委員会型式の屋外型防災教育イベント(防災キャラバン、サバイバルピクニックなど)を開催し、地域住民参加型の防災教育を普及します。
- 5.3 指定管理者と公園・緑地に関わる市民団体や自治体等が参加する懇談会等の企画に協力します。
- 5.4 これまでの実績と経験をふまえて新たな指定管理業務への参加(受託)を目指します。

6. 防災教育のプログラム等調査研究への協力

- 6.1 防災科学技術研究所、公益財団法人日本法制学会に協力し、防災教育のプログラム・事例等の調査研究に取り組みます。
- 6.2 防災科学技術研究所の「首都圏レジリエンスプロジェクト」に協力します。

第4章 普及のために協力する行事・事業

1. 普及に関して協力する主な行事(開催予定順)

- 1.1 日本安全教育学会
第20回山形大会 9月
- 1.2 防災教育チャレンジプラン実行委員会
防災教育交流フォーラム・中間報告会 10月
- 1.3 防災推進国民大会2019
名古屋大会 10月19日～20日
- 1.4 第2回世界防災フォーラム
宮城県仙台市・東北大学 11月9日～12日
- 1.5 全国・東京都学校安全教育研究大会
教育研究大会 東京都調布市 2020年2月
- 1.6 防災教育チャレンジプラン実行委員会
最終報告会 2020年2月

2. 普及に関して協力する主な事業

- 2.1 防災教育チャレンジプラン
 - 主催 同実行委員会、内閣府(防災担当)
 - 対象 とくに限定なし
 - 募集 9月上旬開始、11月下旬締切
 - 表彰 2月中旬
- 2.2 シェイクアウト訓練
 - 効果的な防災教育と防災啓発提唱(ShakeOut)会議に協力し、シェイクアウト訓練を通じて防災教育と安全行動を普及します。

2.3 災害救援ボランティア推進委員会との連携

災害救援ボランティア推進委員会と連携して防災教育を支援します。

2.4 小学生のぼうさい探検隊マップコンクール

主催 日本損害保険協会

対象 小学生（個人を除く）と大人による作成物

募集 4月1日開始、11月中旬締切

表彰 1月頃

2.5 “1.17 防災未来賞“「ぼうさい甲子園」

平田直会長が、審査委員として事業に協力しています。

主催 兵庫県、毎日新聞社、人と防災未来センター

対象 小学生、中学生、高校生、大学生

募集 6月中旬開始、9月30日締切

表彰 1月頃

第5章 運営に関する重要事項

1. ホームページ・広報

- 1.1 朝日新聞夕刊（2018年8月29日付）1面トップで本協会主催の「防災ゲーム Day」が記事となり、大きな反響をよびました。引き続き、本協会活動のマスコミへのリリースを行います。
- 1.2 本協会の事業・活動内容を広報し、インターネットを活用して防災教育の普及啓発に努めます。
- 1.3 常時 SSL(Secure Sockets Layer)化によるセキュリティ向上とレスポンス(スマートフォン閲覧対応)化による見やすさを向上させるとともに、掲載コンテンツを整理し、より活動内容が伝わりやすいホームページにします。

2. 組織体制の確立・強化

- 2.1 団体・個人の正会員、企業等の賛助会員を増やします。
- 2.2 条件が整えば「一般社団法人防災教育普及協会関西連絡会」を設置します。

3. 財政基盤の確立・強化

- 3.1 会費収入、事業収入、受託事業収入を確保し、財政基盤を確立・強化します。
- 3.2 河川財団等に助成金を申請し、助成金を得るようにします。
- 3.3 開催行事において企業の協賛等を得るようにします。

4. 事務局体制の確立・強化

- 4.1 日本法制学会の協力のもとに事務局を運営します。
- 4.2 雇用する事務局員は2名を予定します。
- 4.3 内1名を兼任とし、防災科学技術研究所にも出向させます。

以上